更新時講習等に使用する教本の売買単価契約書

更新時講習(道路交通法(昭和35年法律	は第105号)	第108条の2	第1項第	11号に規定	する講
習をいう。以下同じ。)及び道路交通法施	i行令(昭和	口35年政令第	270号) 第	第37条の65	第2号に
規定する特定任意講習に用いる教本の納入	、について、	沖縄県知事	玉城 月	東裕 (以下	「甲」と
いう。) と	(以下「乙	」という。)	とは、次	の条項によ	り契約を
締結する。					

(総則)

第1条 第2条に定める物品を甲が乙に注文し、乙はこれを納入する。

(契約単価)

- 第2条 物品の名称及び単価は下記のとおりとする。
 - (1) 物品の名称及び単価

図 書 名	単価
	円

(消費税額及び地方消費税額は含まない。)

(2) 契約期間中に納入する図書の改定が行われた場合は、改訂版の見本を甲に提出し、改定内容が教本仕様に合致しているか確認させ承認を得ること。この場合、甲は確認の結果を書面で通知するものとする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金については、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第101条第●項 第●号により●●するものとする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、契約日から令和7年3月31日までとする。

(納入)

- 第5条 乙は、第2条に定める物品を、次の各号により納入するものとする。
 - (1) 納入期限 納入方法は分割納入とし、運転免許管理課が毎月末日までに発注するので、その月の最終日(土、日、休日を除く。)までに納入すること。ただし、甲が納入期限を別に指示する場合は、この限りでない。
 - (2) 納入場所 沖縄県警察運転免許センター及び同運転免許センター各支所(別紙「納入 先一覧表」のとおり)
 - (3) 梱包方法 100部又は200部をダンボール箱に入れ、1梱包ごとに品名、数量を記載すること。

(検査)

第6条 乙は、第5条の規定に基づき物品を納入しようとするときは、あらかじめ甲に連絡し、甲が行う検査を受けなければならない。この場合において、不合格品については遅滞なく引き取り、甲が指示する期限内に改めて納入し検査 を受け合格品を納品しなければならない。

(違約金)

第7条 乙は、正当な理由なく第2条に定める物品を納入期限内に納入しないときは、その 数量及び経過日数に応じて甲が算出した未納品金額について、沖縄県財務規則第109条に定 める率を乗じて得た額を違約金として甲に支払うものとする。 (納入期限の延長)

- **第8条** 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。
- 2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。
- 3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、前条の違約金を免除することができる。

(請求金額)

- 第9条 甲は第6条の規定に基づき物品を受納した後、乙の適法な請求書を受理した日から 起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に請求金額を支払うものとし、乙が請求 できる金額は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載された金額に、法令による所 定の税率を上乗せした金額(円未満切り捨て)とする。
- 2 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に請求金額を支払わない場合は、約 定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し、政府契 約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定 められた率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただ し、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由 の継続する期間は、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(物品の取替)

第10条 乙は、この契約により納入した物品が、納入後2か月以内に製造粗悪等乙の責に帰する原因により破損もしくは変質等を生じ、又は使用に支障があるときは無償で当該物品を取替えるものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、第三者に対し契約の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又 はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(指導監督)

- 第12条 甲は、乙に対し、納入契約の実施に関し必要な指導監督を行うものとする。 (報告等)
- 第13条 乙は、前項の指導監督に服し、甲から納入の実施に関する報告又は資料の提出を求められたときは、これに応じるものとする。

(損害賠償)

- 第14条 乙は、次の事由が生じたときは、直ちに損害を賠償しなければならない。
 - (1) 乙が、教本の納入に関し、甲及び第三者に損害を与えたとき。
 - (2) 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。 (契約の解除)
- 第15条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) この契約に係る入札公告に定める入札参加資格の条件について、乙が偽って参加したことが明らかになったとき、又は入札参加資格の条件を満たさなくなったと認められるとき。
 - (2) 暴力団関係業者を下請負又は再委託したとき。
 - (3) 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが

判明したとき。

- (4) 乙の責めに帰すべき事由により所定の納入期限又はその猶予期限までに甲の注文する 物品を完納する見込みがないと明らかに認められたとき。
- (5) 契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明 したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、乙が契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

(不当介入に関する通報・報告)

第16条 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当 介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、 発注元の契約担当官等へ報告を行う。

(単価の変更)

第17条 この契約の締結後において、著しい事情の変更があった場合は、甲乙協議の上、契 約単価の変更を行うことができるものとする。

(特約事項)

- 第18条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然 必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。 (協議)
- 第19条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則を遵守するものとし、この契約に疑義が 生じたとき及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとす る。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 玉城 康裕

納品先一覧

納 入 先	電話番号	郵便番号	所 在 地
沖縄県警察運転免許センター	098-851-1000	901 — 0225	沖縄県豊見城市字豊崎 3 番地22
沖縄県警察運転免許センター中部支所	098 - 933 - 0442	904-0035	沖縄県沖縄市南桃原4丁目27番22号
沖縄県警察運転免許センター北部支所	0980-53-1301	905 - 0021	沖縄県名護市東江5丁目20番5号
沖縄県警察運転免許センター宮古支所	0980-72-9990	906-0013	沖縄県宮古島市平良下里3107番地4
沖縄県警察運転免許センター八重山支所	0980-82-9542	907-0003	沖縄県石垣市平得343番地の2

[※]納入先ごとに納品書も送付すること。